

# 2020年度佐賀支部事業実施状況 (上期)

全国健康保険協会佐賀支部

---

# 1. 基盤的保險者機能關係

# 1. 基盤的保険者機能関係（業務グループ）

※KPI ◎＝達成 ●＝未達成

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
① サービス水準の向上（業務グループ）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。</li> <li>・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話対応について、支部活性化プロジェクトで協議を行い、お客様満足度を向上させるための取り組みを実施している。</li> <li>・サービススタンダードは、速やかな事務処理と進捗管理により100%を達成している。</li> <li>・郵送化率は、郵送での提出の周知を引き続き行っていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①サービススタンダードの達成状況を100%とする</li> <li>②現金給付等の申請に係る郵送化率を92.0%以上とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【9月末】</li> <li>◎サービススタンダード 100%</li> <li>【9月末】</li> <li>●郵送化率 90.7%</li> </ul>
② 業務改革の推進に向けた取組（業務グループ）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務手順の標準化と効率化を図るため、グループ内で勉強会等を実施し、課題の整理と職員間の情報の共有を行った。</li> </ul>	（設定なし）	—
③ 現金給付の適正化の推進（業務グループ）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請など不正が疑われる申請について重点的に審査を行う。</li> <li>・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、「事務手順書」に基づく事務処理を確実に実施する。</li> <li>・傷病手当金と労災の休業補償給付との適正な併給調整を行うために、「事務手順書」に基づく事務処理を確実に実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部から資格取得時に疑義のあるリストの提供を受け、傷病手当金・出産手当金について事後調査を実施し、保険給付適正化プロジェクトで議論を行った。（6件：適正 1件継続調査中）。</li> <li>・傷病手当金と障害年金等や労災の休業補償給付との併給調整について、「事務手順書」に基づく事務処理及び進捗管理を徹底し、傷病手当金の適正給付に努めている。</li> </ul>	（設定なし）	—
④ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化（業務グループ）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。</li> <li>・柔道整復施術療養費審査委員会の審査により申請内容に不正や著しく不当であると認められる場合や、文書照会の回答結果により請求内容が疑わしい場合において、面接確認委員会で施術者への面接が行われたときは、必要に応じて厚生局へ情報提供を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柔道整復施術療養費の適正化を図るため、文書照会の範囲を「施術箇所2部位以上かつ施術日数を月10日以上」を目安として実施している。</li> <li>「部位ころがし」は、本部からの提供データを参考に患者照会を実施している。</li> <li>・加入者に対する文書照会時に適正受診を啓発するチラシを同封し、周知を実施している。また、機関誌（社会保険さが）を活用した広報（整骨院・接骨院のかかり方）も実施。</li> <li>・文書照会の回答による疑義や面接確認委員会の開催案件はなかったため、厚生局への情報提供なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度（1.01%）以下とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【9月末】</li> <li>●申請の割合 1.12%</li> </ul>

# 1. 基盤的保険者機能関係（業務グループ）

※KPI ◎＝達成 ●＝未達成

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
⑤ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進（業務グループ）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師の再同意については、同意書の添付の確認を審査の時点で申請書ごとに適切に実施している。厚生局への情報提供なし。</li> </ul>	（設定なし）	—
⑥ 限度額適用認定証の利用促進（業務グループ）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業主や健康保険委員へチラシやリーフレット等による広報を実施し、制度の周知を図る。</li> <li>地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置し利用促進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業主に対し、機関紙（社会保険さが）により広報を実施。下期には健康保険委員研修会において、チラシによる広報を実施予定。</li> <li>県内市町に対し限度額適用認定書申請書の設置依頼を実施。下期は上期の実施状況を検討し、実施予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85.0%以上とする</li> </ul>	【6月末】 ●使用割合 77.0%
⑦ 被扶養者資格の再確認の徹底（業務グループ）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。</li> <li>事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所へ文書または電話による勧奨を行う。</li> <li>未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年9月11日時点における被扶養者が対象。2年度は、被保険者と別居している被扶養者及び海外に居住している被扶養者について、事実の確認できる書類の提出をお願いしている。</li> <li>令和2年10月3日～10月31日の期間に事業所へ送付。</li> <li>提出期限は令和2年11月30日である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.0%以上とする</li> </ul>	年度末集計

# 1. 基盤的保険者機能関係（レセプトグループ）

※KPI ◎＝達成 ●＝未達成

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
⑧ 効果的なレセプト点検の推進（レセプトグループ）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指したレセプト内容点検効果向上計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進する。</li> <li>無資格受診等の資格エラーによる医療機関照会を漏れなく行い、レセプトの返戻または医療費の返還請求を確実に実施する。</li> <li>受診者に対する「負傷原因」の照会及び「第三者行為による傷病届」の提出勧奨を行い、加害者・損害保険会社に対する損害賠償金請求や労災による返納金請求を確実に実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>進捗会議を毎月開催し、データ分析結果に基づく課題への対応等、行動計画の進捗管理を実施。</li> <li>点検員との個別面談を毎月実施し、データをもとに効果的な内容点検手法の検討を実施。</li> <li>毎月、点検員全員での勉強会や審査医師の医学的助言による勉強会を実施。 ※専門業者による研修は下期に実施予定</li> <li>原審査の精度向上と再審査業務の効率化に向けた支払基金との連携・協議を毎月実施</li> <li>無資格受診等の資格エラーによる資格点検を確実に実施し、医療機関照会をもれが無く行い、レセプト返戻又は医療費返還請求を実施。</li> <li>外傷点検により「負傷原因」の照会、「第三者行為による傷病届」の提出催告を実施。特に「傷病届」については、通常の催告にあわせて弁護士名による文書催告を行い、損害賠償請求等を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度（<u>0.269</u>以上）以上とする（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽ佐賀支部の医療費総額</li> </ul>	<p>【8月末】 ●査定率 <u>0.225</u></p>
⑨ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進（レセプトグループ）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>保険証回収強化については、下記の取り組みにより実施する。</li> <li>○日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に保険証未回収者に対し文書による返納催告を行うことを徹底する。（一次催告）</li> <li>○二次催告として一次催告後2週間以内に文書による返納催告を実施する。</li> <li>○「被保険者証回収不能届」等による電話番号判明者に対する電話催告を強化する。</li> <li>・発生した債権については、文書・電話・訪問による催告により早期回収に取り組みとともに、弁護士を活用した文書催告、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、債権の回収率の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険証未回収者に対し、資格喪失処理後、7～11日以内に1回目の文書催告を実施。回収不能届が提出された一般喪失者（扶養削除者）には、受付から7営業日以内に電話催告を実施。任意継続喪失者（扶養削除者）については、1回目の文書催告前後に電話催告を実施。また、1回目の文書催告の2週間後に2回目の文書催告を継続して実施。</li> <li>・債権管理回収業務にかかる重点方針に基づき、債権の全件調定を行い債権の保全を図るとともに、業務フローによる文書催告を実施。また、納付がない者に対しては、弁護士を活用した文書催告を実施。</li> <li>・保険者間調整の活用による確実な債権回収を実施。</li> <li>・法的手続きについては、費用対効果を考慮して下期に実施予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1ヶ月以内の保険証回収率を<u>94.16%</u>以上とする</li> <li>②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度<u>（48.52%）</u>以上とする</li> <li>③医療給付額総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度<u>（0.060%）</u>以下とする</li> </ul>	<p>【9月末】 ◎保険証回収率 <u>95.42%</u></p> <p>【9月末】 ●返納金債権回収率 <u>30.67%</u></p> <p>【8月末】 ◎返納金の割合 <u>0.036%</u></p>

# 1. 基盤的保険者機能関係（企画総務グループ）

※KPI ◎＝達成 ●＝未達成

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
⑩ オンライン資格確認の円滑な実施（企画総務グループ）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を行う。</li> <li>・現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さが支部通信8月号にてマイナンバー通知カード廃止による本人確認書類の変更について周知を行った。</li> <li>・導入は1医療機関に留まっているが、積極的な利用があり、無資格受診の防止が図られている。</li> <li>・2021年3月より導入が予定されている、医療等IDを使用した国主導のオンライン資格確認へ円滑に移行できるよう、利用医療機関への丁寧な案内を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を100%とする</li> </ul>	<p>【9月末】 ◎利用率 100%</p>

## 2. 戰略的保險者機能關係

## 2. 戦略的保険者機能関係（保健グループ）

※KPI ◎＝達成 ●＝未達成

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
<p>① ビッグデータを活用した事業所単位での健康・医療データの提供＜Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ＞            ・加入事業所に対して、「事業所健康度診断シート（事業所カルテ）」等の見える化ツールを提供する。</p> <p>② データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施＜Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ＞            上位目標：人工透析の新規導入者の割合を平成28年度（14.9%）から減少させる。</p>			
(1)特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者（40歳以上）（受診対象者数：115,660人）</li> <li>○生活習慣病予防健診 受診率65.2%（受診見込者数：75,410人）</li> <li>○事業者健診データ 取得率 7.1%（取得見込者数：8,212人）</li> <li>・被扶養者（受診対象者数：32,614人）</li> <li>○特定健康診査 受診率30.0%（受診見込者数：9,784人）</li> <li>・主な重点施策＜健診事業＞</li> <li>○健診推進経費を最大限に活用した生活習慣病予防健診の受診勧奨</li> <li>○外部委託による事業者健診結果データ取得の取り組み強化</li> <li>○新規適用事業所、任意継続被保険者等への受診勧奨</li> <li>○支部主催の集団健診の実施</li> <li>【時期】夏季（6-9月）、閑散期（11-3月）</li> <li>【場所】ショッピングモール、コンビニエンスストア等</li> <li>【特徴】</li> <li>・健診当日の特定保健指導の実施</li> <li>・専用フリーダイヤルによる予約</li> <li>・健診機関毎に設定された豊富なオプション検査（無料、有料）</li> <li>○市町と協力した特定健診強化にかかる集団健診の実施案内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健診推進経費を最大限に活用した生活習慣病予防健診の受診勧奨</li> <li>→ 下期対応予定</li> <li>○外部委託による事業者健診結果データ取得の取り組み強化</li> <li>→ 下期対応予定</li> <li>○新規適用事業所、任意継続被保険者等への受診勧奨</li> <li>→ 6月に差分を抽出し送付</li> <li>○支部主催の集団健診の実施</li> <li>【時期】夏季（6-9月）、閑散期（11-3月）</li> <li>【場所】ショッピングモール、CVS等</li> <li>【特徴】</li> <li>・健診当日の特定保健指導の実施</li> <li>・専用フリーダイヤルによる予約</li> <li>・健診機関毎に設定された豊富なオプション検査（無料、有料）</li> <li>→ 夏季は中止。閑散期にて実施予定</li> <li>○市町と協力した特定健診強化にかかる集団健診の実施案内</li> <li>→ コロナ対応のため大部分が中止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防健診率を <u>65.2%</u>以上とする。</li> <li>・事業者健診データ取得率を <u>7.1%</u>以上とする。</li> <li>・被扶養者の特定健診受診率を <u>30.0%</u>以上とする。</li> </ul> <div style="background-color: #800000; color: white; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【中止した主な健診事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会主催の集団健診を中止 3/4-5/31</li> <li>・緊急事態宣言対象支部（7→13支部）の健診を中止 4/9-5/31</li> <li>※ 福岡支部に隣接する佐賀支部も支部判断で健診を中止</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【9月末】</li> <li>●健診受診率 <u>30.5%</u></li> <li>【9月末】</li> <li>●データ取得率 <u>0.6%</u></li> <li>【9月末】</li> <li>●特定健診受診率 <u>6.7%</u></li> </ul>



## 2. 戦略的保険者機能関係（保健グループ）

※KPI ◎＝達成 ●＝未達成

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
(2) 特定保健指導の実施率の向上			
<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者（特定保健指導対象者数：16,808人）</li> <li>○特定保健指導 実施率22.0%（実施見込者数：3,698人） （内訳）協会保健師実施分 14.0%（実施見込者数：2,353人） アウトソーシング分 8.0%（実施見込者数：1,345人）</li> <li>被扶養者（特定保健指導対象者数：832人）</li> <li>○特定保健指導 実施率7.0%（実施見込者数：58人）</li> <li>主な重点施策 〈保健指導事業〉</li> <li>○健診当日に初回面談が実施できる委託機関の拡大</li> <li>○ICTを活用した特定保健指導専門機関への外部委託の推進</li> <li>○外部委託先との合同研修、意見交換会の実施による保健師等のスキルアップ</li> <li>○トップ営業による外部委託先の新規開拓および指導実施体制の強化</li> <li>○保健指導推進経費を最大限に活用した特定保健指導実施率の向上</li> <li>○運動に対する意識（問診項目等）によって対象者をセグメント化し、セグメント毎のアプローチ手方法を実施・検証する。（佐賀大学、佐賀県庁とのコラボ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健診当日に初回面談が実施できる委託機関の拡大</li> <li>○ICTを活用した特定保健指導専門機関への外部委託の推進</li> <li>○外部委託先との合同研修、意見交換会の実施による保健師等のスキルアップ</li> <li>○トップ営業による外部委託先の新規開拓および指導実施体制の強化</li> <li>○保健指導推進経費を最大限に活用した特定保健指導実施率の向上</li> <li>→ <b>コロナ対応のため、対面実施は中止</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定保健指導の実施率を21.3%以上とする。</li> </ul>	<p>【9月末】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●実施率 <u>7.4%</u></li> </ul> <p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者 <u>7.5%</u></li> <li>被扶養者 <u>4.2%</u></li> </ul>
(3) 重症化予防対策の推進			
<ul style="list-style-type: none"> <li>未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数2,700人</li> <li>○保健師等専門職及び関係機関等の知見を活用し、より効果的な未治療者への受診勧奨を実施する。</li> <li>○早期かつ適切な受診につなげるため、健診機関による未受診者への受診勧奨を促進する。</li> <li>○事業主の健康意識の醸成及び従業員への受診勧奨促進のため、県労働局等関係団体と連携した取り組みを実施する。</li> <li>糖尿病性腎症重症化予防事業</li> <li>○佐賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、主治医と連携した取り組みを実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【未治療者に対する受診勧奨】</li> <li>・新型コロナの感染状況を踏まえ、委託せず、保健師等専門職及び関係機関等の知見を活用し、より効果的に未治療者への受診勧奨を実施する。</li> <li>→ <b>コロナの影響で5月送付分（2019年10月健診分）と6月送付分（2019年11月健診分）が中止（6月下旬より再開）。</b></li> <li>→ <b>7月下旬から支部保健師が不在となり、事業が一時停止</b></li> <li>【糖尿病性腎症重症化予防事業】</li> <li>○佐賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、主治医と連携した取り組みを実施する。（2名実施中）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.7%以上とする。</li> </ul>	<p>【令和元年度健診分】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●受診した者の割合 <u>13.2%</u>（全国第8位）</li> </ul>

## 2. 戦略的保険者機能関係（企画総務グループ・保健グループ）

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
(4) コラボヘルスの推進			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康宣言事業所をベースとした保健事業の活性化（面拡大と質の向上）</li> <li>○健康宣言事業所をトップランナーとして、佐賀支部全体の保健事業の活性化を実現し、保健事業に関するKPI達成を実現する。</li> <li>○そのためにも、健康宣言事業所ではない大規模事業所については、健康宣言事業へのエントリーをしてもらうため、支部から積極的にアプローチをかける。</li> <li>○新規事業である「眠活プロジェクト」（睡眠改善による健康度向上への取り組み支援）も健康宣言事業所を中心に実施する。</li> <li>○支部の企画総務部内に「データヘルス計画推進会議（仮称）」を設立し、月次におけるPDCAサイクルを実現する。</li> <li>○また、データヘルス計画自体の見直し（令和3年度から令和5年度までの後半3ヶ年）にも着手する。具体的には、令和2年度までの前半3ヶ年計画の中間評価を実施し、後半3ヶ年計画を再構築する。</li> <li>・契約保健師、管理栄養士による健康宣言後のフォロー体制等の確立</li> <li>○特定保健指導の外部委託推進により、特定保健指導から健康宣言事業へのシフトを実現する。</li> <li>○併せて、契約保健師、管理栄養士のスキルアップも実現する。</li> </ul>	<p>○9月末宣言事業所数 491社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対前年度比246社増（前年度245社）</li> </ul> <p>主な増加の要因は、佐賀県と連携し、建設業における経営審査事項の加点の要件に健康宣言及び優良認定を加えたことにより建設業関係の事業所が増加したこと。そのほか健康経営にかかる広報の実施、関係団体との連携によるセミナーの実施を継続してきたことが拡大の要因である。</p> <p>○がばい健康企業宣言2020優良企業数 156社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度比108社増（前年度48社）</li> <li>・レギュレーションの見直しを行い周知を行った。</li> <li>・佐賀県が実施した「第2回佐賀さいこう表彰（健康経営部門）」に優良企業の中から3社推薦し、内1社が取組を評価され表彰を受けた。</li> </ul> <p>関係団体との連携によるセミナーの開催やフォローアップ（コロナの影響により一時中断）などの取組みにより、宣言事業所の拡大及び健康経営の実践が確実に広がり、また、優良企業数も倍増するなど質の向上も図れた。この機運をさらに高めるため、引き続き関係各所と連携を図りながら健康経営を推進する。</p>	<p>（設定なし）</p>	<p>—</p>

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査の結果を踏まえた広報計画を策定する。</li> <li>・ 加入者・事業主に対し、佐賀支部の現状について、様々な媒体（新聞・テレビ等）による広報を実施することによって、生活習慣の改善や受診行動変容への動機づけを行う。</li> <li>・ ナッジ理論（きっかけを提供し、それとなく良い方向へ行動を促す手法）等を活用した広報を実施し、インセンティブ制度の周知や特定健診等の効果的な受診勧奨を行う。</li> <li>・ 医療費が全国平均と比べ高いため、疾病予防や健康づくりのための研修を健康保険委員向けに実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐賀県在住者約800人に対し、全国健康保険協会、健康保険料等の認知及び前年度実施したテレビCMの効果に関するWEB調査（4/7～4/9）を実施。</li> <li>・ 佐賀支部の現状（医療費、保険料率が全国一）の周知や行動変容を目的とした広報について、下期に実施することとして、WEB調査の結果を踏まえながら準備を行った。</li> <li>・ 制度周知用冊子「協会けんぽのしおり」を作成し、健康保険委員への送付、年金機構との合同研修会における資料としての準備を行った。</li> <li>・ 健康保険委員の委嘱拡大に向けて10人以上の被保険者がいる事業所に勧奨文書を送付（10月）する準備を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上（44.5%）とする</li> <li>・ 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を55.5%以上とする</li> </ul>	<p>【令和2年度調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●加入者理解率 未調査</li> </ul> <p>【9月末】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者の割合 <u>54.6%</u></li> </ul>
④ ジェネリック医薬品の使用促進 <Ⅰ、Ⅲ>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所ごとのジェネリック医薬品使用割合と全国平均との比較を事業所宛に情報提供し、ジェネリック医薬品希望シール貼付徹底の協力依頼を実施する。</li> <li>・ 医療機関・薬局ごとのジェネリック医薬品に関する自医療機関等の県内での立ち位置を情報提供することにより、使用割合向上を図る。</li> <li>・ 参画する佐賀県後発医薬品使用検討協議会や関係団体に対し、ジェネリックカルテ等の活用や支部独自の取り組み等を積極的に発信する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7月事業所ごとのジェネリック医薬品使用割合と全国平均との比較を事業所宛に見える化ツールで情報提供し、併せてジェネリック医薬品希望シール貼付徹底の協力依頼を実施。（2,295事業所）</li> <li>・ 7月医療機関・薬局ごとのジェネリック医薬品に関する自医療機関等の県内での立ち位置を見える化ツールで情報提供を実施。（670機関）</li> <li>・ 7～8月県内の医療機関、薬局に訪問により使用促進の勧奨を実施。</li> </ul> <p>下期も積極的な広報活動により使用割合向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐賀支部のジェネリック医薬品使用割合を令和2年9月末までに82.1%以上とする。</li> </ul>	<p>【7月末】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●使用割合 <u>80.9%</u></li> </ul>

## 2. 戦略的保険者機能関係（企画総務グループ）

※KPI ◎＝達成 ●＝未達成

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
⑤ 地域の医療提供体制への働きかけや意見発信< I >			
<p>(1)意見発信のための体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療提供体制等に係る意見発信を行うため、被用者保険の参画枠を拡大させる。引き続き、県や保険者協議会に対して参画を拡大するための要請を行う。</li> </ul> <p>(2)医療費データ等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部から提供される地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のための分析を行う。</li> </ul> <p>(3)外部への発信と情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。</li> <li>医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療構想調整会議について5区域中2区域の参加に留まっており、残り3区域への参加が必要となっている。7月佐賀中部保健福祉事務所へ中部区域へのオブザーバー参加について打診するも、県医務課と協議の上、保険者協議会の推薦が無ければ困難であるとの回答あり。10月に健康福祉部長へ全区域へ参加できるよう要請する準備を行った。</li> <li>「佐賀支部の医療費等の動向」を作成し、ジェネリック医薬品の使用割合が低い地域の国民健康保険運営協議会などで意見発信を行った。</li> <li>下期も体制の確保、医療費データ等の活用、外部への発信と情報提供を積極的に図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の被用者保険との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする</li> <li>「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する</li> </ul>	<p>【9月末】</p> <p>●参加率 40%</p>

# 3. 組織・運営体制機能関係

### 3. 組織・運営体制関係（企画総務グループ）

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置			
<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の効率化・簡素化の徹底を図り、標準人員に基づく適切な人員配置を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マニュアル、手順書に基づく業務の効率化、簡素化の徹底を図り、標準人員に基づく適切な人員配置を行った。</li> <li>RPA導入に伴う支部取扱要領の制定。</li> </ul>	（設定なし）	—
② OJTを中心とした人材育成			
<ul style="list-style-type: none"> <li>OJTを中心としつつ、研修や自己啓発等を効果的に組み合わせることで、職員のスキル向上を図り、組織基盤の底上げを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規採用者（契約職員等）に対する協会職員として遵守すべき事項等について研修を実施。</li> <li>6月コンプライアンス研修、7月メンタルヘルス研修を実施。</li> </ul>	（設定なし）	—
③ インセンティブ制度、支部業績評価を意識した組織運営			
<ul style="list-style-type: none"> <li>他支部との比較を通じて佐賀支部の業績を向上させ、組織運営の推進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インセンティブ指標であるジェネリック医薬品使用促進を目的に広報（佐賀支部通信、メルマガ、社会保険さが）を行った。7～8月には、県内の医療機関、薬局に訪問もしくは文書により使用促進の勧奨を実施。</li> <li>支部医療費適正化プロジェクトとして、前年度訪問等を行った事業所に訪問を行い、被扶養者の健診受診率向上を図るべく準備を行った。（コロナウイルス感染症拡大の影響により下期実施。）</li> </ul>	（設定なし）	—
④ 費用対効果を踏まえたコスト削減等			
<ul style="list-style-type: none"> <li>調達における競争性を高めるため、参加が予想される業者に対して広く周知に努めるほか、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上期1件の入札を実施。公告期間設定への配慮や公告後に前年度参加業者への周知を行うことにより参加率の向上を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、前年度<u>（0%）</u>以下とする。</li> </ul>	（9月末） ◎一者応札割合 <u>0%</u>

### 3. 組織・運営体制関係（企画総務グループ）

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
⑤ コンプライアンスの徹底			
<ul style="list-style-type: none"> <li>法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、委員会の開催及び職員研修等を通じてその徹底を図る。また、情報セキュリティ強化月間の設定を通じ、職員の意識向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月第2、第4水曜日に実施している全体朝礼において「全国健康保険協会行動規範」を全職員で唱和し、協会の理念やコンプライアンス基本方針のもと、行動規範の実践を図った。</li> <li>6月コンプライアンス研修、9月ハラスメント防止研修を実施。</li> <li>6月コンプライアンス委員会を開催し、支部コンプライアンス管理体制並びに自主点検結果の確認を実施。より高い意識の共有と個人ではなく組織で判断していく環境の構築を図った。</li> </ul>	（設定なし）	—
⑥ リスク管理			
<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、より幅広いリスクに対応できるようリスク管理体制の強化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症拡大への職員の健康対策として「手洗い」「咳エチケット」ポスター掲示、「非接触式電子体温計」の設置を行った。</li> <li>7月安否確認システムによる非常時への模擬訓練を行った。</li> <li>9月7日台風10号襲来の際の支部閉鎖並びに安否確認システムによる安否確認を行った。</li> </ul>	（設定なし）	—